

指定 PET ボトルの自主設計ガイドライン

2023 年(令和 5 年) 3 月 31 日 改訂

PET ボトルリサイクル推進協議会

改訂履歴

改訂年月	改訂内容・説明
1992(H04)年 10 月	自主設計ガイドライン制定(通産省、農林省、大蔵省の指導を受け、飲料用、しょうゆ用について制定)
1995(H07)年 04 月	第二種指定PETボトルの自主設計ガイドラインに改訂 第二種指定PETボトル(飲料、しょうゆ、酒類用)を一本化
1997(H09)年 04 月	容器包装リサイクル法施行
1998(H10)年 02 月	平成9年4月の容器包装リサイクル法施行をうけて、第二種指定PETボトル自主設計ガイドラインを改訂、原則基準と例外基準に整理した。 アルミキャップの使用を禁止して、プラキャップを使うこととした。
2001(H13)年 04 月	指定PETボトル自主設計ガイドラインに改訂、評価基準による自主判定を可能にした。本体は無色に、直接印刷を禁じ接着剤が残らないラベルへの変更を指導
2011(H23)年 03 月	主にラベル部分の内容を改訂
2015(H27)年 05 月	材料評価基準の現行分を付属書 1-1 とし、メカニカルボトル to ボトル(BtoB)対応の評価基準を付属書 1-2 として追加
2016(H28)年 03 月	平成 27 年 5 月に追加された付属書 1-2 を付属書 1-1 と統合し付属書 1 とする。併せて全体構成の見直しを実施。
2018(H30)年 01 月	1.材料評価基準の繊維評価試験において、再ペレットの寸法の目安を追記。 2.報告書の記載項目に、「比較に用いた PET 樹脂材料名」を追記。
2023(R5)年 03 月	1. PET 樹脂の再利用に対し懸念される、助剤・添加剤の取扱いについて、ボトル材料試験(付属書 1)に追記。 2. ボトル材料試験(付属書 1)の試料作成手順、条件について整備。

<目次>

1. はじめに…目的P4
2. 構成、適用範囲P4
3. 原則基準P4
4. 運用ルールP4

表 1:原則基準P5
----------	---------

<付属書>

付属書1 「ボトル材料(把手等付属物を含む)評価基準」

付属書2 「ラベル(印刷・接着剤等を含む)評価基準」

1. はじめに・・・目的

本書は PET ボトルリサイクル推進協議会(以下、当協議会)が、資源有効利用促進法規定の指定表示製品(清涼飲料、乳飲料、酒類、特定調味料)に使用されている PET ボトル(以下、指定 PET ボトル)を、使用後の再処理、衛生性を含めた再利用適性に優れた容器とするために、使用するボトル、ラベル(印刷・接着剤等を含む)、キャップ等について規定した自主設計ガイドライン(以下、本ガイドライン)です。当協議会は、本ガイドラインを技術の向上や環境変化に合わせて改訂を重ね、3R (Reduce, Reuse, Recycle)に貢献できる PET ボトルづくりに努めています。

2. 構成、適用範囲

本ガイドラインは、この本文と付属の評価基準「付属書1(ボトル材料評価基準)、付属書2:ラベル(印刷・接着剤等を含む)評価基準」から構成されています。

本ガイドラインの適用範囲は、日本国内で販売される指定 PET ボトルを使用した製品(清涼飲料、乳飲料、酒類、特定調味料)の PET ボトル本体および附属包材であり、国内生産・輸入は問いません。

3. 原則基準

指定 PET ボトル本体及び附属包材は、表1に示す原則基準に適合していることが必要です。原則基準への適合性が不明な場合は、再処理・再利用時に影響が予想されるため、本ガイドラインに示す材料評価基準に則して評価しなければなりません。

4. 運用ルール

当協議会の会員(団体や企業:以下、会員)が本ガイドラインを遵守することは当然として、会員以外においても、指定 PET ボトル入り飲料・酒類・特定調味料を製造・輸入・販売する場合、あるいは指定 PET ボトル及び附属包材を製造・輸入する場合は、日本国内で販売・使用されるものであれば、このガイドラインに適合することが必要です。

原則基準の必須事項に適合しないもののうち、付属書1に記載のボトル材料評価基準または付属書2に記載のラベル材料評価基準による試験で適合と判定された場合は、例外的に使用することが可能となります。その際には、上市前に報告書が当協議会においてガイドライン適合承認されることが必要です。

原則基準に適合していると判断し、使用する場合は、当協議会や社会からの要請があったときにはその根拠を開示できるようにしておくことが必要です。

近年、PET ボトルリサイクル関連の技術は著しく発展しています。また、ボトルtoボトル用途の再利用が顕著に増加傾向にあります。このことに鑑み、本ガイドラインで示す原則基準または材料評価基準は再生処理技術の向上、再利用技術の変化、あるいは環境の変化に合わせて改訂するものとしします。

なお、当協議会ホームページにも「指定PETボトルの自主設計ガイドライン」を掲載しています。(<https://www.petbottle-rec.gr.jp/guideline/jisyu.html>)

<表 1> 原則基準

構成物		原則基準（☆:必須事項、※:望ましい事項）	備考	
ボトル	本体	材料	☆PET 単体とする。	PET 単体： ・PET 主材以外の物質を添加、複合などをして用いていない。 ・衛生安全性が確保され再利用上問題がない。
		着色	☆着色はしない。	
		構造	※容易に押しつぶせる構造が望ましい。	
	その他	把手	☆把手は、無着色の PET もしくは比重 1.0 未満の PE、PP を使用する。※比重 1.0 未満の PE、PP 製把手は無着色 PET 製把手に変更することが望ましい。	
印刷		☆ボトル本体への直接印刷は行わない。	賞味期限・製造所固有記号・ロット印字等の微細な表示は除く。	
ラベル	（印刷・接着剤・キャンペーンシール等を含む）	材料・分離適性	☆PVC を使用しない。 ☆再生処理の比重・風選・洗浄で分離可能な材質・厚さであること。 ☆ラベル印刷インキは、PET ボトルに移行しないこと。 ☆アルミをラミネートしたラベルは使用しない。 ※アルミ蒸着等を使用しないことが望ましい。	
		剥離適性・分離適性	※シュリンクラベルは、ミシン目入りであることが望ましい。 ※ロールラベル・枚葉ラベル・タックラベル等で接着剤等を使用してボトルに貼付する場合は、接着剤塗布面積・量を少なくし、手で簡単に剥離でき、ラベル片・接着剤がボトルに残らないことが望ましい。	
キャップ	材料	☆アルミキャップは使用しない。 ☆PVC を使用しない。 ☆比重 1.0 未満の PE または PP を主材とする。 ☆ガラス玉・パッキンを使用する場合は、飲用後の取り外し方をラベルに明示する。	シェル材、中栓・ライナー材全てに適用する。	
その他	価格ラベル等の貼付物 （流通販売事業者様へのお願い）	※流通販売段階で価格ラベル、会計済みテープ、キャンペーンシール等の接着剤・糊・粘着テープ等を使用するものを貼付する場合は、キャップまたはラベルに貼付することが望ましい。ボトル本体に貼付するときは、手で無理なく剥離でき、シール片や接着剤がボトルに残らないこと。		

PVC: ポリ塩化ビニル PE: ポリエチレン PP: ポリプロピレン

PET ボトルリサイクル推進協議会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 7-16 ニッケイビル 2 階

電話 03-3662-7591 Fax 03-5623-2885

URL: <http://www.petbottle-rec.jp>